特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、上記の事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	会津若松市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和6年3月4日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務
②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）、団体内統合宛名総合システム、自治体中間サーバー、既存住民基本台帳システム、健康管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の10の項 ・番号法第9条第1項　別表第一の93の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2の項、16の3の項 ・番号法第19条第8号　別表第二の115の2の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2、17、18、19の項 ・番号法第19条第8号　別表第二の115の2の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　健康増進課 健康福祉部　新型コロナウイルス感染症対策室
②所属長の役職名	健康増進課長 新型コロナウイルス感染症対策室長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	会津若松市役所　健康福祉部　健康増進課 〒965-8601　会津若松市東栄町3番46号　℡0242-39-1245 会津若松市役所　健康福祉部　新型コロナウイルス感染症対策室 〒965-8601　会津若松市東栄町3番46号　℡0242-23-9271

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会津若松市役所　健康福祉部　健康増進課 〒965-8601　会津若松市東栄町3番46号　℡0242-39-1245 会津若松市役所　健康福祉部　新型コロナウイルス感染症対策室 〒965-8601　会津若松市東栄町3番46号　℡0242-23-9271

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の26項、87項	番号法第19条第7号　別表第二の16の2項、17項、18項、19項	事後	
平成30年5月30日	5②所属長	小島　善樹	長谷川　健一	事後	
令和2年4月1日	新様式の変更				
令和3年2月1日	再評価実施	-	新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事項について追記		
令和3年2月1日	事務の名称	予防接種法に係る健康被害の救済措置に関する事務	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務	事前	
令和3年2月1日	特定個人情報ファイル名	予防接種健康被害救済申請関係綴り	予防接種健康被害救済申請関係綴り、新型インフルエンザ等対策特別措置法予防接種関係	事前	
令和3年2月1日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一の10項	番号法第9条第1項　別表第一の10項、93の2項	事前	
令和3年2月1日	3.個人番号の利用	番号法第19条第7号　別表第二の16の2項、17項、18項、19項	番号法第19条第7号　別表第二の16の2項、17項、18項、19項、115の2項	事前	
令和3年4月28日	Ⅰ②事務の概要	①予防接種法に基づく予防接種に関する事務（健康被害救済にかかる事務）	①予防接種法に関する事務	事前	
令和3年4月28日	Ⅰ2特定個人情報ファイル名	新型インフルエンザ等対策特別措置法予防接種関係綴り	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法にかかる事務処理関係綴り	事前	
令和3年4月28日	Ⅰ5①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康増進課及び新型コロナウイルス感染症対策室	事前	
令和3年4月28日	Ⅰ5②所属長の役職名	健康増進課長	健康増進課長及び新型コロナウイルス感染症対策室長	事前	
令和3年4月28日	Ⅰ7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康増進課及び新型コロナウイルス感染症対策室	事前	
令和3年4月28日	Ⅰ7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康増進課及び新型コロナウイルス感染症対策室	事前	
令和3年4月28日	Ⅱしきい値判断項目の対象人数	1,000人以上	1万人以上10万人未満	事前	
令和3年12月10日	Ⅰ②事務の概要（追加）	-	・ワクチン接種記録（VRS）を用いた情報提供・照会のみ	事前	
令和3年12月10日	3.個人番号の利用 法令上の根拠（追加）	-	番号法第19条第6号、第16号	事前	
令和6年3月4日	Ⅰ-1-③システムの名称	団体内統合宛名システム	ワクチン接種記録システム（VRS）、団体内統合宛名総合システム、自治体中間サーバー、既存住民基本台帳システム、健康管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月4日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイル名	予防接種健康被害救済申請綴り、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法にかかる事務処理関係綴り	予防接種管理ファイル	事後	
令和6年3月4日	Ⅰ-3 法令上の根拠	-	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	
令和6年3月4日	Ⅰ-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の16の2項、17項、18項、19項、115の2項	【情報提供】 ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2の項、16の3の項 ・番号法第19条第8号　別表第二の115の2の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号　別表第二の16の2、17、18、19の項 ・番号法第19条第8号　別表第二の115の2の項	事後	
令和6年3月4日	Ⅱ-1 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和6年3月4日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年3月4日	Ⅳ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年3月4日	Ⅳ-8 監査	内部監査	自己点検、内部監査	事後	